

# 富山県社会的養育推進計画(素案)について

# 1 社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

## 令和4年度の改正児童福祉法の理念

- ①こどもの最善の利益の実現
- ②家庭養育優先の原則とパーマネンシー保障（永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障）

- ①及び②の実現のため、市町村、児童相談所、里親・ファミリーホーム、施設等の体制強化、体制整備の計画を策定
- 計画期間
  - ・令和7年度から令和11年度までの5年間
- 当事者であるこどもや市町村及び関係者の参画
  - ・当事者であるこども（社会的養護経験者を含む）の社会福祉審議会児童福祉専門分科会への参画
  - ・里親、ファミリーホームや施設等に在籍しているこどもや市町村、施設等の関係者からの意見聴取
- 計画内容の検証
  - ・進捗状況について評価を行い、社会福祉審議会児童福祉専門分科会へ報告

## 2 当事者であるこどもの権利擁護

### 〔課題〕

- 令和4年改正児童福祉法において、児童相談所における里親等委託、施設入所、在宅指導の措置や一時保護の決定時等の意見聴取等措置が義務化
- 現に一時保護されているこどもや児童養護施設等に入所しているこどもの意見表明支援を行う意見表明等支援事業が創設
- 児童福祉審議会等による調査審議・意見具申が行われること等によるこどもの権利擁護に関する環境整備が必要
- 社会的養護の当事者であるこどもの権利擁護のための取組みが必要

### 〔今後の取組方針〕

- 引き続き権利ノートを配付
- 入所措置時等の意見聴取等措置の徹底
- 意見表明等支援事業の適切な実施
- 児童相談所や施設職員等に対する研修の実施による、こどもの権利擁護への理解の促進

### 〔主な目標指標及び評価指標〕

こどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者数

		計画 策定時 (R6)	評価指標				
			R7	R8	R9	R10	R11
職員等	回数 (延べ)	24	10	10	10	10	10
	受講者数 (延べ)	247	190	190	190	190	190
こども	回数 (延べ)	16	20	20	20	20	20
	受講者数 (延べ)	115	120	120	120	120	120

### 3 市町村のこども家庭支援体制の構築等

#### (1) 市町村の相談支援体制の整備

##### 〔課題〕

- 市町村において、こども家庭センターによる相談支援を通じて、子育て家庭等に対して家庭支援事業など必要な支援が行われることにより、虐待等に至る前の予防的支援や、親子関係再構築に向けた支援が適切に実施されるよう支援が必要

##### 〔今後の取組方針〕

- こども家庭センターの設置促進
- 市町村職員の専門性向上のための研修実施
- 児童相談所の市町村支援児童福祉司等による市町村支援の実施
- ヤングケアラーの理解・認知度向上のための普及啓発や研修実施

##### 〔主な目標指標及び評価指標〕

###### こども家庭センターの設置数

	計画策定時 (R6)	評価指標				
		R7	R8	R9	R10	R11
設置数	12	15	15	15	15	15(全市町村)

###### こども家庭福祉行政に携わる市町村職員に対する研修の実施回数、受講者数

	計画策定時 (R6)	評価指標				
		R7	R8	R9	R10	R11
実施回数	7	7	7	7	7	7
受講者数	110	120	120	120	120	120 <sub>4</sub>

### 3 市町村のこども家庭支援体制の構築等

#### (2) 市町村の家庭支援事業の整備

##### 〔家庭支援事業〕

- 子育て短期支援事業
- 養育支援訪問事業
- 一時預かり事業
- 子育て世帯訪問支援事業
- 児童育成支援拠点事業
- 親子関係形成支援事業

##### 〔課題〕

- 各市町村における地域の実情に応じて、家庭支援事業が適切に実施される必要
- 市町村が適切に取り組めるよう委託できる里親や民間団体等についての適切な情報が必要

##### 〔今後の取組方針〕

- 市町村に対する地域の里親や民間団体等の情報提供
- 市町村間で家庭支援事業の取組状況について、職員研修の場などで情報交換、情報共有が行えるよう検討

### 3 市町村のこども家庭支援体制の構築等

#### (3) 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進

##### 〔課題〕

- ・ 現在、児童家庭支援センターの設置は射水市に1か所
- ・ 児童相談所の補完的役割を果たす拠点として機能の向上を図る必要

##### 〔今後の取組方針〕

- 令和7年度に（福）ルンビニ園（富山児童相談所管内）が児童家庭支援センターを設置予定
- 児童家庭支援センターへの運営が安定したものとなるよう必要に応じて支援
- 児童相談所からの在宅指導措置の委託

##### 〔目標指標及び評価指標〕

	計画策定時 (R6)	評価指標				
		R7	R8	R9	R10	R11
児童家庭支援センターの設置数	1	2	2	2	2	2
市町村から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数	1	2	2	2	2	2
児童相談所からの在宅指導措置委託件数	1	3	5	5	5	5

## 4 支援を必要とする妊産婦等の支援

### 〔課題〕

- 全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対する妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実が必要
- 特に予期せぬ妊娠、若年妊婦などの特定妊婦等への適切な支援体制の構築が必要

### 〔今後の取組方針〕

- 市町村と連携した妊婦・産婦健康診査の普及啓発と確実な実施
- 支援が必要な妊産婦への受診同行や一時的な居場所提供の支援
- 妊産婦等生活援助事業の実施検討
- 特定妊婦等の支援に関わる関係職員への研修の実施
- 不安を抱える妊産婦に対して電話やSNSによる相談支援体制の推進

### 〔主な目標指標及び評価指標〕

#### 妊産婦等生活援助事業の実施施設数

	計画策定時 (R6)	評価指標				
		R7	R8	R9	R10	R11
実施施設数	0	設置を目指す				

#### 特定妊婦等の支援に関わる職員等に対する研修の実施回数、受講者数

	計画策定時 (R6)	評価指標				
		R7	R8	R9	R10	R11
実施回数	1	各年度1回以上				
受講者数	26	各年度20人以上(対象となる県・市等の保健師)				

## 5 各年度における代替養育を必要とするこどもの数の見込み

### 〔課題〕

- 現行計画における「代替養育を必要とするこどもの数の見込み」の時点修正が必要
- 年齢区分別（3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降）ごとに算出することが必要



### 〔推計方法〕

代替養育を必要とするこどもの数の見込み =

こどもの人口（推計値） × 代替養育が必要となる割合（潜在的需要含む）

## 5 各年度における代替養育を必要とするこどもの数の見込み

〔代替養育が必要となるこどもの割合〕

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
19歳以下人口 (A)	174,328	171,230	167,934	163,392	158,200	155,283	151,921
代替養育を受けているこどもの数(B)	140	130	132	109	111	111	117
19歳以下人口に占める割合(B/A)	0.080%	0.076%	0.079%	0.067%	0.070%	0.071%	0.077%

H29~R1、R4、R5の5か年平均 0.077%

※ (A) 19歳以下人口は、県統計調査課「富山県の人口」より各年度10月1日現在人数  
 (B) 各年度3月31日現在の里親等委託又は入所措置児童数

※R2、R3については、新型コロナウイルス感染症により、児童養護施設等への施設入所措置について慎重な対応が求められた時期であるため、試算の対象としないこととする。

## 5 各年度における代替養育を必要とするこどもの数の見込み

### 〔代替養育を必要とするこどもの数の推計〕

	R7	R8	R9	R10	R11
19歳以下人口(推計)(A)	142,027	138,770	135,587	132,477	129,439
代替養育を必要とするこどもの数(推計) ((A) × 0.077%) (B)	109	107	104	102	100

(A) : 19歳以下人口は国立社会保障・人口問題研究所の人口推計を元に各年度ごとの推計値を算出

(B) : (A) にH29~R1、R4、R5の5年間の平均割合 (0.077%) を乗じて算出

## 5 各年度における代替養育を必要とするこどもの数の見込み

〔潜在的需要について〕

以下の4つの指標を考慮

- ①新規里親等委託・入所措置等こどもの数：施設への入所措置に慎重な対応を取らざるを得なかった時期を除き、30人台で横ばい傾向
- ②児童相談所における養護相談対応受付件数：1,100件～1500件の間で概ね横ばい
- ③一時保護件数：令和5年度は200件を超えているが、R1～R4は概ね横ばい
- ④市町村で在宅支援を受けている要保護児童対策地域協議会で管理しているケース：増加傾向  
(④は関係機関が要保護児童等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下でアセスメントや支援の調整をしている件数であり、ケース数の増加が即時に代替養育を必要とするこどもの数の増加につながるものではないと考えられる)

- 現時点では19歳以下の人口に占める代替養育を必要とするこどもの割合については、前頁で算出した「0.077%」から大幅に増減する見込みは低いと考えられ、各年度における代替養育を必要とするこどもの数は以下のとおり見込む。

	R7	R8	R9	R10	R11
代替養育を必要とするこどもの数(推計)(B)	109	107	104	102	100

19歳以下の人口の減少に伴って緩やかに減少していくことが見込まれる

## 5 各年度における代替養育を必要とするこどもの数の見込み

### 〔年齢区分別ごとの代替養育を必要とするこどもの数の見込み〕

年齢区分別 代替養育を受けているこどもの数とその構成比(R1~R5)						
	R1	R2	R3	R4	R5	R1~R5 構成比の平均
3歳未満	14	11	11	15	14	11.2%
3歳以上就学前	24	15	12	14	19	14.5%
学童期以降	94	83	88	82	84	74.3%
合計	132	109	111	111	117	100.0%



年齢区分別 代替養育を必要とするこどもの数の見込み(R7~R11)					
	R7	R8	R9	R10	R11
3歳未満	12	12	12	11	11
3歳以上就学前	16	16	15	15	15
学童期以降	81	79	77	76	74
合計	109	107	104	102	100

# 6 一時保護改革

## 〔課題〕

- ・一時保護にあたっては、こどもの家庭養育優先の原則を踏まえ、まずは「家庭における養育環境と同様の養育環境」（＝里親やファミリーホーム）の検討が必要
- ・その上で、こどもの権利擁護が図られ、一人一人の状態に合わせた個別的な対応ができる「できる限り良好な家庭的環境」での実施が必要

## 〔今後の取組方針〕

- 里親やファミリーホームへの委託一時保護の推進
- 委託一時保護を受託できる里親等の育成のための研修の充実
- 児童相談所の一時保護施設の第三者評価の受審検討
- 富山児童相談所の移転改築に伴う一時保護施設の居室の個室化や男女別処遇

## 〔主な目標指標及び評価指標〕

### 委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保数

	計画策定時 (R5末)	評価指標				
		R7	R8	R9	R10	R11
確保数	30	35	40	45	50	55

### 第三者評価を実施している一時保護施設数

	計画策定時 (R5末)	評価指標				
		R7	R8	R9	R10	R11
一時保護施設数	0	1	2	2	2	2

## 7 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障

### (1) 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築

#### 〔課題〕

- 市町村の家庭支援事業等を活用した予防的支援による家庭維持のための最大限の努力を行うことが必要
- 代替養育が必要なこどもに対しては、まずは、親族里親、養子縁組里親、養育里親、専門里親、ファミリーホームの中から代替養育先を検討することが必要
- 困難な課題があるこども等については、小規模かつ地域分散化された施設又は高機能化された治療的なユニットへの入所措置を行い、できるだけ短期間となるようなケースワークと進行管理が必要

#### 〔施設に入所しているこどもの入所期間〕

※R5年度末現在

- 乳児院…46%が6か月以上
- 児童養護施設の乳幼児…60%以上が1年以上
- 児童養護施設の学齢児以上…70%が3年以上

#### 〔今後の取組方針〕

- 児童相談所におけるパーマネンシー保障の観点からのケースマネジメント促進
- 市町村の家庭支援事業等の活用の検討
- 施設入所が長期化しているなど家庭復帰が困難なこどもについて、里親やファミリーホームへの積極的な委託を検討

# 7 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障

## (2) 親子関係再構築支援

### 〔課題〕

- 在宅で生活する親子を対象とする支援も含め、家族の状況や課題等に応じた関係修復や再構築を行う必要
- 親子関係再構築のための家庭支援事業を実施する市町村（こども家庭センター）との連携や個別ケースに応じて里親、ファミリーホーム、児童養護施設等との協働体制の構築が必要

### 〔今後の取組方針〕

- 研修受講など親子関係再構築支援に関する児童相談所職員の専門性向上
- 里親委託後のこどもと里親の愛着形成のための支援
- 市町村や児童家庭支援センター、里親、ファミリーホーム、児童養護施設等と連携した親子関係再構築支援の実施

### 〔主な目標指標及び評価指標〕

親子関係再構築のための保護者支援(カウンセリングやプログラム実施等)の実施件数

	計画策定時 (R5)	評価指標				
		R7	R8	R9	R10	R11
実施件数	11	15	20	25	30	35

児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修の受講回数やライセンス取得数

	計画策定時 (R6)	評価指標				
		R7	R8	R9	R10	R11
受講回数	3	4	4	4	4	4
取得数	3	4	4	4	4	4

# 7 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障

## (3) 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築

### 〔課題〕

- 家庭復帰が困難なケースについては、パーマネンシー保障の観点から、児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立てについて積極的に検討することが必要

### 〔今後の取組方針〕

- 特別養子縁組を希望する里親への相談、情報提供等の支援
- 特別養子縁組が必要なこどもについては、児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立てについて検討

### 〔主な目標指標及び評価指標〕

#### 児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数

	計画策定時 (R6)	評価指標				
		R7	R8	R9	R10	R11
成立件数	2	2	2	2	2	2

#### 特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数

	計画策定時 (R6)	評価指標				
		R7	R8	R9	R10	R11
児童相談所 職員数	2	2	2	2	2	2

## 8 里親・ファミリーホームへの委託の推進

### 〔前期計画の目標の達成状況〕

		現行計画の目標値		見込み	達成状況
		R6	R11	R6年度末	
里親等委託率	3歳未満	46.0%	66.7%	30.0%	未達成
	3歳以上就学前	35.0%	66.7%	45.8%	達成
	学童期以降	27.0%	33.3%	21.2%	未達成
	全体	30.0%	40.0%	26.9%	未達成
委託里親等世帯数		30	40	28	未達成

- ・ 現行計画における令和6年度の里親委託率の目標値について、3歳未満、学童期以降は未達成の見込み
- ・ 全体の里親委託率、委託里親等世帯数についても目標には届かない見込み。

### 〔委託が進まない要因〕

- ① 実親の同意が得られにくいこと（他の家族に育てられることの抵抗感、不安感）
- ② 発達面や心理面での課題があることもは児童養護施設等の方が適している場合があること
- ③ 登録里親世帯が増加しているにも関わらず、実際は委託困難な場合があること（里親家庭の育児・介護、仕事など）

## 8 里親・ファミリーホームへの委託の推進

### (1) 里親・ファミリーホームへ委託するこどもの数の見込み

#### 〔課題〕

- ・ 里親・ファミリーホームへ委託するこどもの数の見込みと里親等委託率の数値目標の設定が必要
- ・ 国要領では算式が2種類示されている

#### 〔国要領の算式1による見込数の算出①〕

各年度における代替  
養育を必要とする  
こどもの数【A】

×

里親等委託が必要なこども  
の数(①~⑤の計)の割合  
(%)【B】

=

各年度における里親等委  
託が必要なこどもの数  
【C】

- ① 現に里親等委託されているこどもの数
- ② 乳児院に入所しているこどものうち、6カ月以上措置されている乳幼児の数
- ③ 児童養護施設に入所するこどもで乳児院から措置変更された乳幼児の数
- ④ 児童養護施設に入所しているこどものうち、1年以上措置されている乳幼児の数
- ⑤ 児童養護施設に入所しているこどものうち、3年以上措置されている学童期以降のこどもの数

## 8 里親・ファミリーホームへの委託の推進

### (1) 里親・ファミリーホームへ委託するこどもの数の見込み

〔国要領の算式1による見込数の算出②〕

里親等委託が必要なこどもの数の割合（R6.3.31現在）

年齢区分	代替養育を必要とする こどもの数 【A】	里親等委託が必要な こどもの数 (①～⑤に該当するこ ども)	乳児院、児童養護施 設入所が適当と判断 されるこどもの数 (①～⑤以外のこども)	里親等委託が必要 なこどもの数の割合 【B】
3歳未満	14	8	6	57.1%
3歳以上就学前	19	15	4	78.9%
学童期以降	84	65	19	77.4%
合 計	117	88	29	73.5%

## 8 里親・ファミリーホームへの委託の推進

### (1) 里親・ファミリーホームへ委託するこどもの数の見込み

〔国要領の算式1による見込数の算出③〕

#### R7～11年度における里親等委託が必要なこどもの数の見込み【C】

	R7	R8	R9	R10	R11	里親等委託が必要なこどもの数の割合
3歳未満	7	7	7	7	7	57.1%
3歳以上就学前	13	13	12	12	12	78.9%
学童期以降	63	62	60	59	58	77.4%
計	83	82	79	78	77	73.5%

## 8 里親・ファミリーホームへの委託の推進

### (1) 里親・ファミリーホームへ委託するこどもの数の見込み

〔国要領の算式2による見込数の算出①〕

各年度における代替養育を  
必要とするこどもの数  
【A】

×

里親等委託が必要なこども  
の数 (①+②) の割合  
(%) 【B】

=

各年度における里親等委  
託が必要なこどもの数  
【C】

- ① 現に里親等委託されているこどもの数  
② 現に施設入所しているこどものうち、里親等委託が適当と判断されるこどもの数  
⇒ 令和6年6月に実施した「施設入所児童状況調査」の結果を基に算出

<算出方法>

「施設入所児童状況調査」において、

- ・ 「情緒・行動上の問題」
- ・ 「発達上の問題」
- ・ 「心理的課題」
- ・ 「必要な医療的ケア」

これらの4つに関する項目において該当するものが1個以下(0か1)であるこどもとする。

## 8 里親・ファミリーホームへの委託の推進

### (1) 里親・ファミリーホームへ委託するこどもの数の見込み

〔国要領の算式2による見込数②〕

#### 里親等委託が必要なこどもの数の割合（R6.3.31現在）

年齢区分	代替養育を必要とするこどもの数【A】	里親等委託が必要なこどもの数	乳児院、児童養護施設入所が適当と判断されるこどもの数	里親等委託が必要なこどもの数の割合【B】
3歳未満	14	14	0	100.0%
3歳以上就学前	19	15	4	78.9%
学童期以降	84	41	43	48.8%
合計	117	70	47	59.8%

国が設定している里親委託率をほぼ達成できる

## 8 里親・ファミリーホームへの委託の推進

### (1) 里親・ファミリーホームへ委託するこどもの数の見込み

〔国要領の算式2による見込数③〕

R7～R11年度における里親等委託が必要なこどもの数の見込み【C】

	R7	R8	R9	R10	R11	里親等委託が 必要なこどもの 数の割合
3歳未満	12	12	12	11	11	100.0%
3歳以上就学前	13	13	12	12	12	78.9%
学童期以降	40	39	38	38	37	48.8%
計	65	64	62	61	60	59.8%

## 8 里親・ファミリーホームへの委託の推進

### (1) 里親・ファミリーホームへ委託するこどもの数の見込み

#### 〔里親等委託率の目標値〕

算式2によると、現に里親委託されているこどもの数に加え、現に施設入所している全てのこどものうち、里親等委託が適当と判断されるこどもの大半を里親等委託できる体制を構築することにより、国が示す目標値をほぼ達成できることから、令和11年度末の里親委託率の目標値は、3歳未満75.0%、3歳以上就学前75.0%、学童期以上50.0%と設定する。

その場合の令和11年度に里親・ファミリーホームへ委託するこどもの数は、58人と見込む。

#### 令和11年度の里親・ファミリーホームへ委託するこどもの数の見込み、里親等委託率

年齢区分	里親等委託が必要なこどもの数	乳児院、児童養護施設入所が適当と判断されるこどもの数	計	里親等委託率(目標値)
3歳未満	9	2	11	75%
3歳以上就学前	12	3	15	75%
学童期以降	37	37	74	50%
合計	58	42	100	58%

## 8 里親・ファミリーホームへの委託の推進

### (1) 里親・ファミリーホームへ委託するこどもの数の見込み

#### 〔今後の取組方針等〕

- 実親向けにはリーフレットなど分かりやすく安心感を持てる説明に配慮
- 研修実施等による里親の養育スキルの向上
- 委託一時保護やふれあいフォスター事業、ショートステイの委託等による里親の育児経験の確保支援
- 柔軟な里親委託方法（短期間の委託等）の検討
- 行動面、心理面で課題を抱えるこどもの専門里親の積極的な活用
- 親族里親や親族等による養育についてのケースワーク実施

#### 〔主な目標指標及び評価指標〕

##### 里親等委託率及び受託里親等世帯数

	計画策定時	見込	評価指標					
			R5年度末	R6年度末	R7	R8	R9	R10
委託里親等世帯数	25	28	30	35	41	49	54	
委託するこども数	27	29	32	38	44	53	58	
里親等委託率	3歳未満	14.3%	30.0%	25.0%	35.0%	50.0%	62.5%	75.0%
	3歳以上就学前	47.4%	45.8%	50.0%	55.5%	60.0%	70.0%	75.0%
	学童期以降	19.0%	21.2%	25.0%	30.0%	37.5%	45.0%	50.0%
	全体	23.1%	26.9%	29.4%	35.6%	42.3%	52.0%	58.0%
登録率	101.0%	113.0%	122.9%	136.5%	148.2%	161.8%	175.7%	
稼働率	22.9%	23.8%	23.9%	26.0%	28.6%	32.1%	33.0%	

## 8 里親・ファミリーホームへの委託の推進

### (2) 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築

#### 〔課題〕

- 里親等委託率の向上を図るには、その受け皿となる里親を増やすことが必要
- 広く里親制度の普及・啓発活動を行うとともに、興味のある方を里親登録までつなげるための丁寧なリクルート活動が必要

#### 〔今後の取組方針〕

- 未委託里親に対する養育スキルを学べる機会の確保
- 乳児院での未委託里親への育児体験等によるスキルアップ支援の検討
- 市町村と連携した里親リクルート活動の強化の検討
- 里親登録証発行の検討

#### 〔主な目標指標及び評価指標〕

里親基礎研修、登録前研修、更新研修等の必修研修以外の研修の実施回数、受講者数

	計画策定時 (R6)	評価指標				
		R7	R8	R9	R10	R11
実施回数	8	8	8	10	10	12
受講者数	110	130	130	165	165	200

# 9 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換

## (1) 施設で養育が必要なこどもの数の見込み

〔算出方法〕  
 ・ 5で算出した年度ごとの「代替養育を必要とするこどもの数」から、8で算出した年度ごとの「里親委託等目標値に基づく里親等委託のこどもの数」を減じて算出する。



施設で養育が必要なこどもの数の見込み		見込み数(人)					
		計画策定時					
		R5年度末	R7	R8	R9	R10	R11
乳児院、児童養護施設 で養育されるこどもの 数(②-①)	3歳未満	12	9	7	6	4	2
	3歳以上就学前	10	8	7	6	4	3
	学童期以降	68	60	55	48	41	37
	全体	90	77	69	60	49	42
里親委託等目標値に 基づく里親等委託のこ どもの数(①)	全体	27	32	38	44	53	58
代替養育を必要とする こどもの数(②)	全体	117	109	107	104	102	100

# 9 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換

## (2) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換

### 〔課題〕

- ・ 里親委託を推進していく中において、乳児院や児童養護施設等には、ケアニーズが高いこどもへの専門的なケア等、質の高い養育を提供することが求められる。
- ・ 地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアの整備や高機能化、多機能化・機能転換を図りつつ専門性を発揮できるよう支援が必要

### 〔今後の取組方針〕

- 施設の取組状況を把握し適切な支援を検討
- 施設職員のかども家庭ソーシャルワーカーの資格取得の促進
- 児童心理治療施設の整備（令和8年度末頃完成予定）

### 〔主な目標指標及び評価指標〕

#### 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

	計画策定時 (R6)	評価指標				
		R7	R8	R9	R10	R11
小規模かつ地域分散化した施設数	6	6	7	7	7	7
家庭支援専門員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等の加配施設数	2	2	2	2	2	2
親子支援事業、家族療法事業の実施施設数	0	県内の状況を踏まえて実施について検討				

# 10 社会的養護自立支援の推進

## (1) 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握

### 〔課題〕

- ・令和4年改正児童福祉法において、社会的養護経験者等の実情把握及びその自立のために必要な援助については県が行う業務として位置づけ

### 〔自立支援を必要とする社会的養護経験者等の数の見込み〕

- 児童養護施設や里親・ファミリーホームにおいて養育されているこどものうち、高校卒業等に伴って措置解除となる予定の者は、毎年度10人程度が見込まれ、そのうち引き続き自立支援が必要な者は6割程度

### 〔社会的養護経験者等の実情把握〕

- 令和6年度に「富山県社会的養護自立支援実態調査」を実施
- 多かった回答は、「将来や仕事のこと」に関する不安、「金銭面」に関する支援

# 10 社会的養護自立支援の推進

## (2) 社会的養護経験者等の自立

### 〔今後の取組方針〕

- 「富山県社会的養護自立支援実態調査」の実施による実情把握や支援二ーズの把握
- 居住費や生活費の貸付けなどの経済的支援の実施
- 社会的養護自立支援拠点事業の二ーズ把握

### 〔主な目標指標及び評価指標〕

#### 児童自立生活援助事業の実施箇所数

	計画策定時 (R6)	評価指標				
		R7	R8	R9	R10	R11
I型〔自立援助ホーム〕 (箇所数)	1	県内の状況を踏まえて必要な調整を実施				
(入居人数)	7					
II型〔児童養護施設〕 (入居人数)	0	県内の状況を踏まえて必要な調整を実施				
(入居人数)	0					
III型〔里親等〕 (入居人数)	0	県内の状況を踏まえて必要な調整を実施				
(入居人数)	0					

# 11 児童相談所の強化等

## (1) 中核市の児童相談所設置

### 〔現状〕

- 富山市に児童相談所は設置されておらず、現時点では設置予定なし

## (2) 児童相談所における人材確保・育成、児童相談所設置等

### 〔課題〕

- 「富山県児童相談所等機能強化基本計画」に基づく富山児童相談所の二拠点化など、児童相談所の機能強化の推進
- 令和4年改正児童福祉法による一時保護時の司法審査導入等に伴う法的対応体制の強化、こども家庭ソーシャルワーカー資格の取得促進 等

# 11 児童相談所の強化等

## 〔今後の取組方針〕

- 富山児童相談所の二拠点体制の整備による相談支援体制の充実・強化
- 法的対応体制の強化の検討
- 国の基準を踏まえた一時保護施設の人員体制の整備
- 研修実施による専門性の向上
- 職員のこども家庭ソーシャルワーカーの資格取得の推進

## 〔主な目標指標及び評価指標〕

### 児童相談所の職員数

	計画策定時 (R6)	評価指標				
		R7	R8	R9	R10	R11
児童福祉司数	40	国の定める配置基準を満たす				
うち市町村支援児童福祉司	1					
うち指導教育担当児童福祉司	7					
児童心理司数	19					
医師の配置数(非常勤)	3	法的対応体制の強化				
保健師の配置数	2					
弁護士配置数(非常勤)	0					

### 児童相談所職員における研修の受講者数

	計画策定時 (R6)	評価指標				
		R7	R8	R9	R10	R11
児童福祉司任用後研修	12	12	12	12	12	12
こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修	2	4	4	4	4	4

## 12 障害児入所施設における支援

### 〔課題〕

- 障害児入所施設において、できる限り「良好な家庭的環境」において養育されるようユニット化等によるケア単位の小規模化が必要

### 〔現 状〕

- 現在、県内に福祉型障害児入所施設は2か所設置（県立黒部学園、県立砺波学園）
- 2施設ともにユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」の整備はなし
- 支援する職員をできるだけ固定して支援の一貫性を図る、こどものニーズを踏まえた個別活動や小グループの活動に取り組む等により、安定した生活環境となるよう配慮